

伊豆沼レイクヒル天上

宿泊約款

第1条（適用範囲）

1. 伊豆沼レイクヒル天上および有限会社伊豆沼農産（以下「当施設」）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名、住所、電話番号、性別、国籍
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 第2項の宿泊料金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条（施設における感染防止対策への協力の求め）

1. 当施設は、旅館業法第4条の2の定めにしたがい、宿泊しようとする者に対し、特定感染症の感染防止のために必要な協力を求めることがあります。

2. 宿泊しようとする者は、正当な理由がない限り前項の協力の求めを拒否することとはできず、正当な理由なく前項の協力の求めに応じず、後に当該者が特定感染症の患者等に該当したときは、当該者の使用により必要となった施設の消毒等の感染予防の措置を行うのに要した費用、その間に使用できなかった施設による減失利益等の一切の当施設の損害については、当該者が負担するものとします。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
2. 満室（員）により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとするものが、繰り返し当施設内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当施設内の平穏な秩序を乱す恐れがあると認められるとき。
5. 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ）暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ）法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
6. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
7. 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という）であるとき。
8. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われたとき。
9. 天災、施設の故障、人員の不足、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
10. 宿泊しようとする者が、旅館業法第5条1項3条の規定する場合に該当するとき。
11. 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。
12. 当施設が、官公署の命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。
13. 発熱又は咳き込む宿泊者等につき、官公署の命令、指示又は勧告等により、法令上又は事実上求められる感染予防のための措置を行う、物理的又は人的な余裕が当施設にないとき。
14. 宮城県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

第 6 条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は別表第 2 に掲げるところにより、取消料を申し受けます(宿泊予約サイトからのご予約の場合は各予約サイトのキャンセル規定に準ずる)。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 6 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 7 条（当施設の契約解除権）

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当施設が、旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が旅館業法第 5 条 1 項 3 号にあたる時。
 - (3) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (4) 宿泊客が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊に関し暴力的行為が行われたとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 宮城県旅館業法施行条例 5 条の規定する場合に該当するとき。
 - (9) 禁煙室での喫煙行為及び寝室での寝たばこ（電子タバコ、加熱式タバコによる喫煙を含む）、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (10) 宿泊契約成立後に第 5 条（11）に定めることが判明したとき。
 - (11) 宿泊の申し込みをした者が、第 2 条 1 項に基づく当施設の依頼に対し、直ちに応じなかったとき。
 - (12) 当施設が、官公署の命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。
 - (13) 発熱又は咳き込む宿泊者等につき、官公署の命令、指示又は勧告等により、法令上又は、事実上求められる感染予防のための措置を行う、物理的又は人的な余裕が当施設にないとき。

- (14) 宿泊契約に違反する行為があり、是正を求めたにもかかわらず、是正しないとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、宿泊客の宿泊中の行為が解除事由に該当することを理由とするときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約料としてお支払いいただくことがあります。

第 8 条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設において、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 日本国内に住所を有しない外国人にあってはパスポートの呈示並びにコピー等をさせていただきます。

第 9 条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、到着日の午後 3 時から出発日の午前 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合、1 時間の延長につき 1 人 2,000 円といたします。ただし、次の宿泊客のチェックインがない場合に限りです。

第 10 条（利用規則の遵守）

1. 宿泊客は当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規約に従っていただきます。

第 11 条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国政府が定める指定通貨又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により宿泊客の出発の際又は当施設が請求したとき、フロント・受付において行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 12 条（当施設の責任）

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は万一の火災等に対処するため、建物更生共済に加入していますが、保険契約上の免責事由に該当するときは、宿泊者の被った損害が填補されない場合があります。
3. 当施設にお客様が携帯された物品を紛失された場合、当施設に故意又は重大な過失がない限り責任を負いません。

第 13 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て出来る限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

第 14 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 当施設はスタッフの常駐をいたしておりません。お客様の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着する場合は、ご予約時に事前申告され、これを施設が了解したときに限り、保管するものといたします。
2. お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合、当施設は、原則として発見日を含めて7日間保管し、その間にお客様から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署へ届けるものとします。但し、貴重品については、直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、当施設にて任意に処分させていただきます。
3. 当施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊者がこれに異議を述べることはできないものとします。

第 15 条（宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害（建造物・家具・備品・その他の物品損傷や汚損または紛失など）を被ったときは、当該宿泊者は、当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

2. 当施設が定めた喫煙場所以外での喫煙が確認された場合は、違約金として5万円+超えた場合は実費差額を申し受けます。また、当施設が違約金を超える損害を被ったときは、実費相当額を別途申し受けます。

第16条（駐車場の責任）

1. 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

第17条（コンピューター通信の使用）

1. 当施設内でのコンピューター通信の利用に当たっては、利用者自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合でも、当施設は一切の責任を負いません。
2. コンピューター通信の利用に際し、当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が見込まれる場合、又は生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

第18条（裁判管轄及び準拠法）

1. 本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当施設の所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金(一棟貸料およびあらかじめ契約に含まれる料金)
	追加料金(食事及びその他の事前予約利用料金)
	税金(消費税及び宿泊税)

備考：税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第2 取消料(第6条第2項関係)

5日前までのキャンセル	無料
4日前～当日のキャンセルもしくはご連絡がない場合	ご利用料金の全額

- ① 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分（初日）の違約金を収受します。
- ② 特定日、宿泊料金形態によっては、別途の手数料が発生することがございます。
- ③ キャンセルポリシーは年末年始、繁忙期などで異なる場合がございます。

伊豆沼レイクヒル天上

利用規約

当施設は、お客様に安全・快適なご利用をいただくためと、一棟貸し切り宿の持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。この規則に違反したときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

ご利用形態について

1. 貴重品は、お客様責任で保管願います。当施設での紛失・盗難の責任については、宿泊約款第12条3項に従います。
2. 定員より多い場合のご宿泊はできません（ご利用人数に未就学児は含まれません）。ご予約いただいた人数以上のご宿泊は固くお断りいたします。
3. チェックイン後からチェックアウト時まで当施設にスタッフは常駐しておりません。
4. 当施設内での食事やお飲み物のご用意は致しておりませんが、ご宿泊者が食材・調味料・お飲み物等を持参されて調理・ご飲食されることは可能です。その場合、当施設内にある食器類は元の場所に回らず出したままにしておいてください。

規制事項について

1. 当施設は建物内全面禁煙をお願いしております。喫煙による匂いや跡が認められた場合、ハウスクリーニング代や寝具、備品の買換え費用を負担して頂く場合があります。
2. 当施設設備や電化製品・家具・物品等を、故意にあるいは誤って壊したり汚したりした場合は、復旧にかかる料金を全額負担していただきます。ただし保険金が支払われる場合は除きます。
3. 当施設の設備・備品等は、ご宿泊期間中に限りご利用者様に貸与するものであり、お持ち帰りいただくことはできません。
4. 下記物品などの持ち込みを禁止いたします。
 - (1) 火薬、爆薬、ガソリン、灯油、薬品、毒性ガス、揮発油等の危険物
 - (2) 腐敗物、不潔物、その他湿気、悪臭、異臭、臭気等を発する物
 - (3) 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物
 - (4) 著しく大量な物品
 - (5) その他法令で所持を禁じられている物等

ご利用について

1. 未成年者のみのご利用はできません。
2. 風紀、治安を乱すような行為、高声、大声での会話、近隣に迷惑を及ぼす行為はおやめください。
3. 当施設管理者の許可無く、営業行為（展示会・その他）等、ご宿泊以外の目的での利用はおやめ下さい。
4. 隣接する他施設の一般人に著しい迷惑を及ぼす言動・行動はおやめ下さい。
5. 反社会的なご利用を禁止いたします。
6. 当施設にて大声を出すなど近隣に迷惑行為があった場合、近隣の住人から警察に通報される場合がありますが、その場合は法的にすべて当施設利用者様が責任を追うことになります。
7. 天災または当施設利用者様の不注意で引き起こしたすべての事故、本規約に従わないために起こった事故に関し、一切の責任を負いません。
8. 当施設管理者及びオーナーは、当施設利用者様の車両やご持参の品物の破損、盗難、事故に関しまして、一切の責任をおいしません。
9. 管理スタッフが管理等のため巡回します。
10. 著しく内装・外観を変更・装飾するのはおやめください。
11. 大型テント、炭式BBQセットなど当施設所有外の敷地内での備品持込設置利用はご遠慮願います。
12. 資源を大切に使うため、節電・節水にご協力をお願いいたします。

保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中、当施設から出られるときは施錠をご確認ください。
2. 当施設に滞在中や特に就寝の時にも施錠をご確認ください。
3. ご来訪客と当施設内でのご面会をご遠慮ください。

附則

この宿泊約款及び利用規約は、2025 年 4 月 1 日から適用します。

約款・規約の内容につきましては予告なしに変更する場合があります。